

経済デモクラシー再考 : 共和主義・財産所有・当初分配

MATSUO, Ryusuke / 松尾, 隆佑

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

120

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

2022-08-05

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030123>

経済デモクラシー再考

——共和主義・財産所有・当初分配——

松尾隆佑

はじめに

近年の先進資本主義諸国における中間層の没落と経済格差の著しい拡大は、その背後にある政治的影響力の不均衡を再認識させ、ネオ・リベラルな寡頭政治に対抗するポピュリズムの唱道を招くとともに、福祉国家と公有の再評価（民主的）社会主義への再注目をもたらした。⁽³⁾ 経済的不平等の拡大または縮小に決定的役割を果たすのは政治であり、⁽⁴⁾ 世界金融危機後に再燃した経済デモクラシーをめぐる議論は、ますます重要性を増している。⁽⁵⁾

もとより経済デモクラシーの語が意味するところは論者によって多様だが、⁽⁶⁾ ここでは最も広く、経済システム一般の民主的コントロールと解することにした。このテーマをめぐる探究には、絶えず資本主義の論評がつきまとう。とりわけグローバル資本主義の発達とともに、その機能がデモクラシーと両立しうるものであるかは、論争的になってきた。⁽⁷⁾ 百出する議論のうちには、資本主義と寡頭政治の結合を必然的なものと把握して資本主義の「終焉」や

「ポスト資本主義」を語る潮流がある一方で、政府と市民の適切な役割に基づく資本主義の民主的コントロールを求め、立場も見られる。⁽⁹⁾

前者に与する論者からすれば、後者が展望するような民主的資本主義とは形容矛盾であり、デモクラシーの徹底は必然的に社会主義へと行き着くはずだと考えられるかもしれない。あるいは翻って、社会主義を標榜する集権的な体制の下で多くの惨禍が引き起こされてきた歴史的経験を考慮し、社会主義とデモクラシーの両立可能性にこそ疑念を抱く人もあろう。私たちが共有しうる穏当な理解は、集権的な社会主義の例を持ち出して民主的社會主義の可能性を捨て去ることが軽率であるのと同程度の意味では、資本主義のネオ・リベラルな解釈を当然視して民主的資本主義の可能性を否定することも安易に過ぎる、といった程度のことにとどまる。

本稿は経済デモクラシー構想の彫琢に寄与することを目的として民主的な経済システムに関する検討を行うが、以上の理解に基づき、資本主義か社会主義かの二者択一を迫る問題設定からは距離を置きたい。それらに代わって本稿が注目するのは、共和主義的な政治経済論である。あらゆる市民に非支配としての自由をもたらし、共和主義は、資本主義か社会主義かにかかわらず、経済システムの民主化を要請する規範的な立脚点となりうる。また、経済デモクラシーの検討にあたって多くの政治理論家が依拠するのは、ジョン・ロールズによって提起された財産所有デモクラシー (property-owning democracy) 論であり、本稿もまたロールズの所論を顧みる。ただし、歴史的に見れば左右双方の側に多様な解釈を許す財産所有デモクラシーの理念は、共和主義の観点から擁護することによって初めて明確に経済デモクラシーを導くものとなるだろう。さらに、福祉国家再編の文脈で論じられてきた当初分配 (pre-distribution) を共和主義と結びつけた財産所有デモクラシーの制度的具体化として位置づけなおすことで、そのメニューは従来の想定より豊富なものとなりうる。本稿では、このように共和主義に基づいて擁護される財産所有

デモクラシーの理念と、そこから再解釈される当初分配の諸施策を、経済デモクラシーの現代的構想として示したい。以下、経済デモクラシーと共和主義、財産所有デモクラシー、当初分配の順に検討を進めよう。

一 経済デモクラシーと共和主義

(1) 混合経済とそのコントロール

資本主義の主な利点とされるのは、市場競争を通じて効率的な資源配分を可能にする点である。ただし、競争を適切に機能させて高い効率性を実現するには、信頼できる法律制度の整備や安定した社会的インフラストラクチャーの供給など、政府の諸施策を通じた市場のデザインが欠かせない。⁽¹⁰⁾ 政府の市場介入を最小化した自由放任型の資本主義が最もよく機能する（効率的である）との想定は、現実に反している。企業や投資家など個々の経済主体は、自らの利益に資するかどうかによって政府介入（たとえば中央銀行の金融政策）への態度をその都度形成するが、それらの判断は市場全体の効率性とは次元が異なる。独占や負の外部性などが市場機能を阻害している場合には、その結果として不当な利益を得ている経済主体の抵抗を排して、政府が市場機能の是正を図る必要がある。そのような政府の適切な役割が果たされてこそ、市場競争は最もよく機能する。

「純粋な」資本主義が決して効率的でありえない事実は、リベラルな諸制約を伴わない「純粋な」デモクラシーが決して民主的な結果を生まず、自己破壊的であることとよく似ている。ロバート・A・ダールに倣って言えば、実際に二〇世紀以降の世界で最も繁栄している経済システムは「自由市場」などではなく、市場への政府介入を含む混合

経済である。そして、現実の経済システムが多かれ少なかれ資本主義的側面と社会主義的側面を併せ持つ混合経済であるなら、資本主義か社会主義かといったラベルに固執することは実質的意義を持たない。⁽¹¹⁾ どのような混合が望ましいのかについても、こうしたラベルは何一つ教えてくれないからである。

したがって、経済デモクラシーを求める立場から望ましい経済システムを検討するにあたっては、それが資本主義と社会主義のどちらを名乗るにかにかかわらず、市民による十分な民主的コントロールが働くような経済システムであるのかを問わなければならない。その際には、所有構造の問題と統治構造の問題を混同しないことも重要である。⁽¹²⁾ 社会主義が求める生産手段の社会化は必然的に経済デモクラシーをもたらすわけではないし、経済の民主化は常に所有構造の変革を伴うとは限らない。生産手段の社会化が進んだとしても、そこに市民の参加が伴わなければ、起こった事態は単なる所有権の移転であり、民主化とは言えないだろう。⁽¹³⁾ また、労働者が企業の所有者にならなくても経営上の意思決定に確かな発言権を持てるなら、職場の民主化は成立する。⁽¹⁴⁾ 経済デモクラシーの構想は、所有構造をめぐる議論だけに切り縮められてはならない。

このような理解に基づくとき、アンドリュウ・カンバースが示す経済デモクラシーの三つの「柱」は、基本的に支持できるものと考えられる。⁽¹⁵⁾ それは第一に、個人の経済的諸権利を中心に置くことである。第二に、国家の独占的所与とは異なる多様な共同所有の形態に基づく混合経済において、企業や財産の社会化を拡大することである。第三に、より民主的で熟議的な政治経済を育むべく、意思決定への市民参加を拡大・深化させることである。これらの諸点は、資本主義と社会主義どちらのラベルの下でも生じうる市民の犠牲を避け、民主的な経済システムを構築するために可能な前提となるだろう。

(2) 共和主義の政治経済体制

とはいえ、そもそも「政治」の領域において求められるデモクラシーを「経済」の領域に適用しようとすることへの懐疑はありうる。そうした違和感を払拭するため、ここで共和主義の政治経済論を見ることにしよう。⁽¹⁶⁾自己統治を重視し、市民が恣意的干渉の可能性を通じて他者に支配されることを避けようとする共和主義は、非支配としての自由を実現する条件として経済的自立を求める。経済的自立は、独立した市民として社会の統治に参与していくための前提でもある。そして経済的自立を確保するために不可欠となるのが、財産の所有である。財産がない者は生計のため他者の支配下で賃金労働に従事するほかないが、これは自己統治と矛盾し、奴隷に至る道を意味する。物質的欲望を満たすため他者に依存し、恣意的干渉の可能性を受け入れざるをえないとき、市民の自由は失われていると見なされる。一九世紀後半以降に賃金労働が一般化すると、人びとは離職によって特定の他者による支配から逃れることはできたとしても、いざれ生計のためには誰かの支配下で働かなければならない状況に置かれた。したがって今や市民は、市場における「構造的支配」にさらされていると考えられる。⁽¹⁷⁾

非支配としての自由を実現するためには、単に市民的・政治的な諸権利を保障するだけでなく、このような構造的支配を取り除き、あらゆる人びとに経済的自立をもたらさなければならぬ。市民による経済システムのコントロールを構想するべき理由の一つはここにある。それでは、共和主義的に正当化可能な経済システムはどのようなものだろうか。デイヴィッド・カザサスとユルゲン・デ・ウイスベリアによれば、巨大な経済格差は自己統治の余地を奪うものであり、市民を支配から解き放ち、共和主義に基づく経済システムを実現するためには、次のような条件が必要となる。⁽¹⁸⁾第一に、自由かつ平等な市民の地位を保障する経済的下限の確立である。第二に、経済的不平等(富の蓄積

による権力の格差)を抑制する経済的上限の設定である。そして第三に、市民参加を通じた主要な経済的諸制度の民主的な管理・規制である。こうした定式化においては、市民の地位に伴いうる経済的な下限および上限の明確化を通じて、カンバースが挙げたような経済的諸権利の実現が目指されると言えるだろう。そして参加を通じた経済の民主的コントロールが必要であることは、自己統治の要請によって下支えされている。

それゆえ私たちが経済デモクラシーを構想する際には、資本主義か社会主義かのラベルにこだわるよりも、共和主義的に正当化可能な経済システムであるかを問うことが適切だろう。⁽¹⁹⁾ 議論を先取りするならば、次に検討を加える財産所有デモクラシーもまた、このような共和主義の観点から解釈することで、経済デモクラシーに資する政治経済体制として位置づけうる。

二 財産所有デモクラシー

(1) ロールズの財産所有デモクラシー論

現代の政治理論家が経済デモクラシーを構想する際の大きな手がかりとしているのは、ロールズによって再提起された財産所有デモクラシー論である。⁽²⁰⁾ ロールズは、主要な経済システムの類型を自由放任型の資本主義、福祉国家資本主義、財産所有デモクラシー、国家社会主義、リベラルな社会主義の五つに分けた上で、正義にかなうのは財産所有デモクラシーとリベラルな社会主義のみであるとした。彼によれば、事後の再分配を中心に最低限の生活を保障する福祉国家資本主義は、経済的不平等の是正と政治的不平等の抑制の両面で問題が大きい。これに対し、生産資本お

よび人的資本の所有権を初期の段階で広範に分配する財産所有デモクラシーは、富と権力の集中をいずれも防ぐことができる点で望ましい。

ロールズが考える財産所有デモクラシーは、次のような特徴を持つ。⁽²¹⁾ 第一に、配分メカニズムとしての市場を大規模に利用する。第二に、生産手段の大規模な私的所有を認めつつも、その所有権が広範に拡散されることを求める。そのため第三に、生産資本と人的資本の所有における大きな不平等を制限する諸制度を設ける。また第四に、不平等の世代間移転を阻止するため、特に人的資本の不平等を制限するにあたって公的部門に大きな役割を担わせる。第五に、経済的不平等の是正を通じて民主政治の腐敗を防ごうとする。

財産所有デモクラシーは、ロールズが示す正義の二原理とどのような関係にあるのだろうか。⁽²²⁾ 財産所有デモクラシーが詳しく論じられる『公正としての正義 再説』における二原理の説明を確認しておこう。⁽²³⁾ 第一原理において、「各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組への同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかも、その枠組は、諸自由からなる全員にとって同一の枠組と両立するものである」と述べられる。これが平等な基本的諸自由の要請である。続く第二原理では、「社会的・経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならぬ」とされる。まず示される「社会的・経済的不平等が、機会の公正な平等という条件のもとで全員に開かれた職務と地位に伴うものであるということ」が、機会の公正な平等の要請である。そして次の要請、すなわち「社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になるということ」が、格差原理と呼ばれる。ロールズによれば、第一原理は第二原理に優先し、第二原理のうち機会の公正な平等の要請は格差原理に優先する。したがって格差原理の適用は、先行する各原理が既に充足されているとの仮定を伴うものであり、平等な基本的諸自由と機会の公正な平等を保障する背景的諸制度の存在を前提している。⁽²⁴⁾ それゆえ格差原理に基づいて許容される不平

等は、あくまで平等な基本的諸自由や機会の公正な平等に反しない範囲にとどまるものであり、先行する諸原理によつては除かれない不平等に対してのみ、格差原理を適用する必要が生じる。格差原理に優先する原理の諸要求は重要な分配的効果を持つとされており、先行する各原理が充足されていけば、格差原理の果たすべき役割は大きくならな(25)いと想定される。(26)

ロールズは格差原理を、福祉国家資本主義ではなく財産所有デモクラシーやリベラルな社会主義の制度的文脈において理解されるべきものとした。(27) 財産所有デモクラシーは、平等な基本的諸自由と機会の公正な平等を背景として、「各期のはじめに、生産用資産と人的資本（つまり教育と訓練された技能）の広くゆき渡った所有を確保する」。そこで目指されるのは、「適正な程度の社会的・経済的平等を足場にして自分自身のことは自分で何とかできる立場にすべての市民をおく」ことである。(28) その社会で最も不利な状況にある人びとは、慈悲や哀れみの対象などではなく、互恵性 (reciprocity) の働きに参与している人びとだとされる。このことは、ロールズにおける機会の公正な平等が「極めてラディカルな含意」を持つ点を踏まえて理解されるべきだろう。(29) 格差原理に先行する各原理とそれらを背景にする財産所有デモクラシーは、かなり高い水準の平等をもたらすと考えられているのである。

このように高水準の平等が求められるのはなぜだろうか。ロールズによれば、福祉国家資本主義は人間生活に不可欠のニーズをカバーするような社会的ミニマムを保障するが、それは人びとが自らを政治社会の一員だと感じて公的生活に参加するために十分な水準ではない。(30) 事後的な再分配によって最低限のニーズを充足させるにとどまる福祉国家資本主義では、非常に大きな不平等の存在が許容され、少数の人びとが経済および政治を左右する事態を防げない。そうした大きな不平等の下では、福祉給付に依存して意欲を失い、公的生活に参加しない下層階級が生じるだろう。(31) このような社会的排除の広がりを防ぎ、市民の公的生活への参加を促すためにも、幅広い人びとに生産手段となる物

的資本と人的資本を初期段階で分配する財産所有デモクラシーが求められる。ロールズは、「自由で平等な者とみなされた市民間の公正な協働システムとしての社会」の実現を目指す財産所有デモクラシーにおいて、下層階級は存在しなくなると期待する。⁽³³⁾

(2) 民主的な社会主義か、それとも民主的な資本主義か

ロールズの財産所有デモクラシー論を解釈するにあたって重要な論点になるのは、いずれも正義にかなうとされる財産所有デモクラシーとリベラルな社会主義の区別である。⁽³⁴⁾ リベラルな社会主義は、国家の独占的所有や経済の中央統制を含まず、立憲デモクラシーと競争的市場を前提に、生産手段を社会的に所有する。⁽³⁵⁾ したがって財産所有デモクラシーとリベラルな社会主義の差異は、生産手段の私有が認められるか否かにある。⁽³⁶⁾ ただし、生産手段の社会化には国有だけでなく多様な形態がありうることや、あらゆる市民が民主的社会において生産資本にアクセスする平等な権利を持つ点では共通することを踏まえると、二つのシステムを実践的に区別することは容易でないとの見方もある。⁽³⁷⁾

それでは社会主義の側から眺めた場合、財産所有デモクラシーはどのように評価されることになるのであろうか。トム・マレソンは、民主的な社会主義の立場からロールズの財産所有デモクラシーに向けての批判を示している。⁽³⁸⁾ マレソンによれば、民主的な社会主義の目標は、①政治的領域における平等な自由、②労働における平等な自由、③労働からの平等な自由の三点に整理できる。⁽³⁹⁾ ①は富のために腐敗せず、金融や投資の民間支配によって弱体化しないような政治的デモクラシーを意味し、経済全体の発展に対する民主的コントロールをなすような経済的シテイズンシップを含む。②は職場デモクラシーの要請であり、職場が一人一票の原理に基づく労働者協同組合として管理されることによって実現される。③は、あらゆる人びとが労働を強いられない程度の保障された所得を持ち、貨幣と自由

時間のバランスを好きに選べるよう労働と余暇が分担されるメカニズムを要求する。

ここからマレソンは、次のように財産所有デモクラシーを批判する。まず①について、すべての人が投資可能な幾分の資本を持つようになって、経営者層をコントロールする方法は確立されないため、経済発展に関する市民の主権は成り立たないと述べる。⁽⁴⁰⁾ マレソンによれば、市場における影響力を平等に持つことが、経済発展に関する平等な影響力を帰結するわけではない。財産所有デモクラシーにおいて企業の経営者は従来よりもずっと多くの株主に雇われることになるだろうが、彼らの行動を平等なシティズンシップの理想に沿ったかたちでコントロールする手段は存在しない。生産手段の私有を認める限り、住宅供給や都市交通など公共的性格の大きい問題を含めて個人の狭い利益の追求に基づく民間投資が維持されるため、経済および社会の発展に関する民主的コントロールは不十分にしか働かないとされる。次に②については、財産所有デモクラシーにおける経済的平等の実現が労働者の交渉力を高めようと認めた上で、そこに職場デモクラシーを促進するような制度的な支援が伴わないことを指摘する。⁽⁴¹⁾ 最後に③については、財産所有デモクラシーは賃金労働から離脱可能な余地を大きくするが、より高い賃金とより多くの余暇のあいだで労働者に柔軟な選択を許すようなメカニズムを持たないと主張する。⁽⁴²⁾

総じてロールズは、参加デモクラシーの制度化と国家規制を増強することなしに実現できないような目標を達成するために、市場の制度を頼りすぎている。それがマレソンの評価である。ただし逆に言えば、投資に対する公的なコントロールや、職場デモクラシーおよび柔軟な労働時間の実現に対する制度的な支援の拡張などを包含できるようなもっとも介入主義的に財産所有デモクラシーを解釈すれば、ほとんど民主的社会主義との差はなくなると考えられる。⁽⁴³⁾ この点に関連して付け加えるなら、ロールズが言及するジェイムズ・ミードの財産所有デモクラシー論においても、ロールズと共通する内容（市民の稼得能力を向上させる教育・訓練への投資、巨大な富の集中と世代間の移転を防ぐ

贈与税・相続税の強化など)だけでなく、公有の拡大や労働者の経営参加といったリベラルな社会主義に近い内容が含まれていた。⁽⁴⁴⁾ 財産所有デモクラシーをリベラルな社会主義に引き付けて解釈することには、一定の根拠があると言えるだろう。

もっとも、ロールズが福祉国家資本主義を論じる際は主に米国を念頭に置いていると考えられるため、彼の言う財産所有デモクラシーをより平等主義的な福祉国家の一種と捉えることもまた、無理のない解釈である。この場合、たとえばスウェーデンのように人的資本への投資を重視してきた社会民主主義国であれば、財産所有デモクラシーとなる部分が大きいと考えられるかもしれない。⁽⁴⁵⁾ あるいはもっと多くの要求が財産所有デモクラシーに伴うとしても、その社会は福祉国家資本主義に生産資本の大規模な分配を上乗せするイメージ(スウェーデン+α)から了解可能かもしれない。⁽⁴⁶⁾

ロールズ以前の歴史を顧みても、財産所有デモクラシーは左右の多様な解釈に開かれている。一九二〇年代の保守政治家ノエル・スケルトンによって反社会主義的含意とともに初めて用いられた財産所有デモクラシーの語は、ニュー・リベラリズムや労働党の側にも継承され、左派的な再解釈を施された。⁽⁴⁷⁾ 財産所有デモクラシーのアイデアは、二〇世紀中葉の英米においてミードをはじめとする進歩派に広く共有され、ロールズ自身もミードの著書(一九六四年)が出版される以前の一九五〇年代初めから財産所有デモクラシー論を温めていた。⁽⁴⁸⁾

ただしその一方で、この理念の右派的な解釈も連綿と受け継がれてきたことは見逃せない。同じく二〇世紀半ば以降の英米において、金融市場の成長や産業民営化の推進に伴い、株式や住宅の個人所有を奨励する文脈で出現した人本主義論や大衆資本主義論——後者の主唱者はマーガレット・サッチャーであった——は、財産所有デモクラシーのもう一つの顔である。⁽⁴⁹⁾ もともと個人の財産所有や機会の平等を強調する財産所有デモクラシーは、起業家精神や

功績原理に親和的だと受け止められやすく、⁽⁵⁰⁾ 実際にはリバタリアン的な解釈も存在する。⁽⁵¹⁾ そうした解釈の妥当性は措くとしても、財産所有デモクラシーが必然的に民主的社会主义へと接近するわけではないこと、むしろ福祉国家資本主義に改良を加えた民主的資本主義の一種とも解釈できる余地が残されていることは、確認しておきたい。

(3) 共和主義との結合

さて、結局のところ私たちは財産所有デモクラシーをどのように解釈するべきなのだろうか。マーティン・オニールは、ロールズが示した経済システムの区別にとらわれすぎるべきでない、とする。⁽⁵²⁾ 前述したミードは私有財産の拡散と国家による（民主的な）公有を同時に追求すべきだと考えており、彼が考える「リベラルな社会主义」は、社会的・公共的所有に重大な役割を認めるような混合経済の一形態（福祉国家、平等主義的資本主義、社会主义の混合物）を指していた。⁽⁵³⁾ これに対してロールズにおけるリベラルな社会主义は、生産資本の私有を全く認めないような概念へと狭く定式化された。このため財産所有デモクラシーとの区別が論点となってきたのだが、既にダールを引いて述べたように、二〇世紀以降の世界において受け入れ可能な経済システムは、程度の違いはあっても多様な所有形態を含む混合経済である。それにもかかわらず資本主義か社会主义かとの単純化された区分を重視することは、思考を狭める効果しか持たない。⁽⁵⁴⁾ とりわけ本稿が関心を払う経済デモクラシーの構想にとって、どのみち混合経済であるほかない財産所有デモクラシーが資本主義と社会主义のどちらに近いかを争う議論の意義は限られていると言わなければならない。

むしろ経済デモクラシーの構想を練る際に一層重要でありうるのは、財産所有デモクラシーを資本主義と社会主义の二者択一に抗するような選択肢として受け取ること、換言すれば、共和主義の観点から正当化可能な政治経済体制

として財産所有デモクラシーを解釈することである。ここでの焦点は、経済システムそのものよりも、それが民主政治とのあいだで生み出す相互作用にある。経済的不平等の拡大は容易に政治的影響力の不均衡をもたらし、政治的不平等はさらなる経済格差を再生産してしまう。経済デモクラシーの構想は、このような経済的不平等と政治的不平等の循環関係に目を向ける必要がある。⁽⁵⁵⁾

実際にロールズが財産所有デモクラシーの意義として強調していたのは、単なる経済的不平等の是正ではなく、民主政治の腐敗を防ぐ点であった。すなわち、富の不平等が一定の限度を超えてしまうと、機会の公正な平等が脅かされるだけでなく、代議制統治が見かけだけのものに成り下がりが、政治的諸自由の価値も失われがちになる。⁽⁵⁶⁾ ロールズは、基本的諸自由のうち政治的諸自由は単なる形式的なものにとどまらず、その公正な価値を保証されるべきだとし、「市民の経済的ないし社会的地位が何であれ、すべての市民にとっての政治的諸自由の価値が、誰もが公職に就いたり選挙結果に影響を与えたりなどする公正な機会をもつという意味で、十分に平等でなければならない」という要請を第一原理の但し書きとして加える。⁽⁵⁷⁾ このような政治的諸自由の公正な価値を実現するためには、所得や富、経済的権力の不平等に対する制限が不可欠となる。⁽⁵⁸⁾

ロールズの議論に共和主義との親近性があることは既に知られており、⁽⁵⁹⁾ ロールズ自身も、公正としての正義が古典的共和主義と共通性を持つことは明確に認めている。彼は、政治参加を人生における特権的な善だと見なす公民的ヒューマニズムを退ける一方で、基本的諸自由を守るために必須の政治参加であっても数ある善のうちの一つには違くないとする古典的共和主義は、公正としての正義と完全に両立すると言う。⁽⁶⁰⁾ ロールズが古典的共和主義の見解として示すのは、民主的社会的市民たちが彼らの基本的諸権利と諸自由（私的生活の自由を保障する市民的諸自由を含む）を守ろうとすれば、彼らは十分な程度の政治的徳性を備えなければならないし、進んで公的生活に参加しなければならない

らない、というものである。立憲的体制を保持するために必要な政治的徳性を有する市民たちの活発な参加がなければ、民主的な諸自由を守ることはできない。⁽⁶¹⁾ こうした参加がなければ、最善に設計された政治的諸制度ですら、一部の人びとに支配されてしまうだろう。⁽⁶²⁾ 政治的諸自由の公正な価値の実現や、能動的シティズンシップの基盤となるような機会の公正な平等が求められるのは、このような民主政治の危機を招かないためでもある。

福祉国家資本主義が退けられるのもまた、それが社会の一部によって生産手段がほとんど独占されることを許容するため、経済および政治が少数の人びとに支配されてしまうことを防がないからであった。そこでは政治的諸自由の公正な価値、すなわち富裕層によって支配されず、全市民が政府の政策に対するおおよそ平等な影響力を持つような真の政治的デモクラシーを実現することができない。⁽⁶³⁾ これに対して財産所有デモクラシーは、生産手段の広範な拡散を通じて、富および権力の集中を防ぎ、民主政治の腐敗を抑制することができる。加えてロールズは、政治的諸自由の公正な価値を実現するための措置として、選挙資金の公的助成、運動資金の制限、メディアへのより等しいアクセスの保障なども提示している。⁽⁶⁴⁾

共和主義と財産所有デモクラシーを結びつける議論は、近年しばしば見られるものである。⁽⁶⁵⁾ そのなかでもスチュアート・ホワイトは、財産所有デモクラシーがどのように共和主義の理念に奉仕できるのかを整理している。ホワイトによれば、共和主義において政治システムが正統である（権威保持者が命令を発する権利を有する）のは、法と政策が真に民主的なプロセスを経てつくられ、かつ法と政策が共通善に関する集合的判断を反映している限りのことである。⁽⁶⁶⁾ 真に民主的なプロセスは政治的平等（政治的影響力を行使する機会の平等）を要請するが、生産資本の所有における不平等は政治的平等を脅かす。そのため、生産資本を平等に所有させる財産所有デモクラシーは政治的平等の保持に役立ち、政治システムの正統性を高める。⁽⁶⁷⁾ また、共和主義から見て個人が自由であるのは非支配の地位にあると

き、つまり他者による恣意的干渉の権力にさらされていけないときである。⁽⁶⁸⁾ 非支配としての自由は経済的自立（他者の恣意に依存しなくてよいだけの所得を持つこと）に支えられ、経済的自立は富の所有に支えられるため、あらゆる市民に富を分配する財産所有デモクラシーは、自由の保障に寄与する。⁽⁶⁹⁾

このように共和主義の観点から擁護することで、財産所有デモクラシーは容易に資本主義や社会主義へと編入される混合経済の一形態として理解されるにとどまらず、経済デモクラシーに資する政治経済体制として明確に位置づけられるようになる。共和主義が要請する各市民における経済的下限の確立と経済的上限の設定を成し遂げ、経済的諸制度の民主的な管理・規制の基礎を形づくるためには、財産所有デモクラシーの実現を図ることが求められるだろう。こうした理解に基づき、次に私たちは、財産所有デモクラシーの制度的具体化として論じられることが多い、当初分配の諸施策を検討することにしよう。

三 当初分配

(1) 構想と再解釈

当初分配は、政府が課税と再分配を実施する以前の段階で経済的な報酬がより平等に分配されるよう、市場と福祉の諸ルールを整備する諸施策を包括する構想である。⁽⁷⁰⁾ 課税前所得における格差が大きすぎる状況では、再分配による不平等の是正には限界がある。そのため市場における報酬の配分に先立つ初期段階での分配を焦点化するのが、当初分配である。この構想はしばしば財産所有デモクラシーを具体化する手段として論じられる一方で、現実政治におい

でもエド・ミリバンドが率いたイギリス労働党の政策プログラムに取り入れられた。そこでは主に、教育・訓練へのアクセス機会を保障することで、高技能の習得とそれに見合った高賃金を実現することが目指された。また、株式の長期保有、役員報酬の制限、最低賃金の引き上げなどのかたちで企業負担を求める「責任ある資本主義」論も組み合わされていた。

こうした現実政治における当初分配構想は、基本的に財政制約を抱える先進資本主義諸国における社会的投資戦略の一種と考えられてきた。そうした文脈もあり、当初分配の重視に対しては、それが事後的な再分配の縮小を伴うことで、結果的に格差の拡大を助長するとの批判も向けられやすい。⁽⁷¹⁾しかしロールズの所論を踏まえるなら、再分配への過度な依存を防ぐことが財産所有デモクラシーの理念にかなうことは確かでも、それは選別的な福祉給付に依存する必要のない所有の平等を前提として実現される状態である。したがって財産所有デモクラシーの具体化として位置づけられた当初分配の重視は、安易に再分配の縮小をもたらすものとは見なせない。むしろ当初分配を望ましい水準に近づけるためには、累進率の高い税制などを通じた再分配が重要な役割を果たすと考えられる。⁽⁷²⁾政治的諸自由の公正な価値と機会の公正な平等を確保する手段としては、当初分配と再分配の適切な組み合わせが必要となるだろう。

さらに共和主義的に解釈された財産所有デモクラシーは、富と権力の集中を防いで市民の経済的自立と非支配を可能にするような、経済的下限と上限の確立を求める。この目標から導かれる当初分配のメニューは、従来の想定よりも豊かなものとなるはずである。ここではそのうち主な施策として、教育への公的支出拡充と相続税強化による格差再生産の抑止、最低賃金を通じた課税前所得の引き上げと最高賃金による所得格差の縮小、ベーシック・キャッシュを用いた資産形成の公的支援、ベーシック・インカムを通じた所得の事前保障などについて、それぞれ簡単に触れておきたい。⁽⁷³⁾

(2) 格差再生産の抑止と公正な賃金の確保

教育・訓練と相続税・贈与税は、ミッドやロールズが共通して重視していた論点である。⁽⁷⁴⁾ これらは機会の公正な平等を実現するにあたって格差の再生産を抑止するための主要な手段となる。まず財産所有デモクラシーにおいて人的資本の広範な拡散を実現するためには、良質でアクセスしやすい教育と訓練を公的に提供する必要がある。⁽⁷⁵⁾ 特に、富裕層の子弟ほど高水準の教育を受けて高い職業能力と所得水準を得やすいために不平等が再生産される現状を是正するには、教育機会への平等なアクセスを保障することが不可欠である。その手段は国家による財政支援のほかにならない⁽⁷⁶⁾ため、教育への公的支出の拡充は必須の要求となる。⁽⁷⁷⁾

また、政治的諸自由の公正な価値および機会の公正な平等を守るためには、一部の人が巨大な財産を蓄積する事態を防ぐ必要がある。⁽⁷⁸⁾ そのために重要となるのが、累進的な相続税・贈与税である。⁽⁷⁹⁾ これらの税収を教育機会の保障や後述するベーシック・キャピタルの財源として用いれば、社会単位での相続が支えられることになるだろう。

他方、当初分配を引き上げうる公正な労働条件を実現するための主要な手段となるのは、賃金規制である。ここでの公正な労働条件とは、労働の報酬における下限と上限を明確化することを含意する。下限については、適正な水準の最低賃金を法定することにより、課税前所得を引き上げることが求められる。⁽⁸⁰⁾ 上限については、事実上の最高賃金を設けることで、所得格差を縮小する必要がある。そのためには、役員報酬や賃金倍数（同一組織内で最も低い賃金の何倍まで高い賃金が認められるか）の制限、高率の累進課税を通じた所得上限の設定などを追求することができる。⁽⁸¹⁾

(3) 資産形成の公的支援と所得の事前保障

さらに、財産所有デモクラシーが求める生産資本の広範な分散に親和的な制度だと考えられるのは、あらゆる市民が若年期に無条件で一定額の資本を受給する権利を持つベーシック・キャピタルである。⁽⁸²⁾ その代表的な提案としては、高校を卒業したすべての市民に一律八万ドルを給付する「ステークホルダー・グラント」がよく知られている。⁽⁸³⁾ ベーシック・キャピタルは、家庭環境や成育条件にかかわらず人的資本の形成や社会参加の対等な機会を確保させるために有用な手段であり、ロールズの言うような「自分自身のこととは自分で何とかできる立場にすべての市民をおく」⁽⁸⁴⁾ ことに貢献するだろう。また一般に、少額貯蓄の奨励や金融資産保有の促進は格差の是正に役立つと考えられており、市民の資産形成を公的に支援する政府の施策は、きわめて重要である。

ただし、若年期に一定額を給付するベーシック・キャピタルだけでは生産資本の広範な分散を十分に実現することは難しいだろう。そこで財産所有デモクラシーを具体化するための当初分配の施策には、市民の全生涯を通じて一定額の所得を無条件で保障するベーシック・インカム⁽⁸⁵⁾の制度が含まれるべきだと考えられる。財産所有デモクラシーとベーシック・インカム⁽⁸⁶⁾の結びつきを否定する見解もあるが、広範な資本分散を実現するためには近似的な制度が不可欠であることや、ミード⁽⁸⁷⁾がベーシック・インカム⁽⁸⁸⁾の一種だと理解されている社会的配当を提唱していたことなどを踏まえると、財産所有デモクラシーはベーシック・インカム⁽⁸⁹⁾を含めると解釈することが自然であろう。従来は現物給付を中心に論じられてきた当初分配にベーシック・インカム⁽⁸⁹⁾を含めることへの異論もありうるが、経済的下限の確立を求める共和主義から擁護される財産所有デモクラシーにとって、ベーシック・インカム⁽⁸⁹⁾のような普遍主義的な現金給付の制度は不可欠であると考えられる。現に、共和主義の立場から経済的自立の保障手段としてのベーシック・イ

ンカムを肯定する議論は、しばしば見られる⁽⁹⁰⁾。

もっとも、ベーシック・インカムを制度化するにあたっては、いくつかの注意が必要である。財政的な持続可能性を持ち、現物給付など他の諸施策と併用される政策選択肢としてのベーシック・インカムは、単独では生活費を賄えない水準の額を給付することで所得を補填し、労働意欲を確保しつつ貧困を防ぐための手段として考えられやすい⁽⁹¹⁾。この場合には、ベーシック・インカムによる所得補填を前提とすることで、低賃金が許容されてしまう。ベーシック・インカムは低賃金労働を受容できる余地を高めるため、自らが価値を見出せる活動に従事可能となり、働く自由や権利を実質的に実現すると述べられることもある⁽⁹²⁾。だが、働く権利（労働からの自由と労働への自由）を保障するためには、離職が差し迫った困窮を生まず、労働へ強迫されることのない条件が整えられると同時に、稼得可能な労働の選択肢が十分に確保されなければならない。低賃金の労働しか選べないのなら、それは自由とは言えない。

ベーシック・インカムは市民に労働市場から退出しうる余地を与えることで、労働契約における交渉力の向上をもたらしと主張されることも多い⁽⁹³⁾。しかし、低額のベーシック・インカムが労働者の交渉力を強化するかについては、懐疑的な見解が妥当である⁽⁹⁴⁾。むしろベーシック・インカムの導入を求める主張は、それによって柔軟な解雇を促進できるとの期待を伴っていることが珍しくない。適正な賃金水準を実現するためには、賃金規制や職場デモクラシーの制度化などが有効であり、これらと比べて、ベーシック・インカムによる交渉力向上の効果は弱いか不確定である。したがって、働く権利の実現を主張するためには、公正な賃金水準を確保する諸施策とベーシック・インカムを一体的に論じる必要がある。

ベーシック・インカムを低額で実現すること自体は問題でない。重要なのは、各政策選択肢の目的を切り分けることである。労働のインセンティブを確保しながら貧困を防ぐための所得保障としては、ベーシック・インカムよりも

給付つき税額控除の方が適切である。⁽⁹⁵⁾ この制度は一定額の課税所得最低限を定め、基準以上の人びとには課税を、基準以下の人びとには税額控除を、そして貧困線を下回る人びとには現金給付を行う。富裕層の所得や資産を適確に把握して課税するためには資力調査が不可欠であり、給付つき税額控除はこの把握に基づいて同時並行で課税と所得保障を遂行することができる。ただし、いつでも使える現金がなければ不確実なリスクへの対処や社会参画が難しいこと、低所得者向けの給付は貯蓄のインセンティブをもたらしにくいことなどを踏まえると、⁽⁹⁶⁾ 資力調査を伴う事後給付の所得保障だけでは、社会的排除を十分に防げない。⁽⁹⁷⁾ そのため、無条件で一定額を事前給付するベーシック・インカムは、それだけで生活費を賄えるほどの額でなくとも、大きな意義を持つのである。加えて、定期的な現金給付は、その貯蓄を通じて資産形成を促すことにもつながる。ベーシック・インカムは、このような理解に基づき、他の諸施策と組み合わせるかたちで用いるべきである。

おわりに

本稿では、混合経済の現実を踏まえて資本主義か社会主義かの選択に拘泥しないとの前提から、共和主義的に正当化可能な政治経済体制としての財産所有デモクラシーと、その制度的具体化としての当初分配の諸施策を、現代における経済デモクラシーの構想として示した。最後に、本稿では論じられなかった二つの大きな課題に触れて、議論を締めくくりたい。

一つ目は、財産所有デモクラシーと職場デモクラシーの関係である。⁽⁹⁸⁾ 経済デモクラシーは職場・企業の民主的コントロールとしての職場デモクラシーを主な要件の一つとしており、⁽⁹⁹⁾ その検討が重要であることは論を俟たない。⁽¹⁰⁰⁾ マレ

ソンが財産所有デモクラシーに向けた批判のうち①と②は、コーポレート・ガバナンスや職場デモクラシーに関する論点であった。これは、ロールズが所有構造の問題を論じる一方で、統治構造の問題を詳しく扱わなかったことを反映している。経済デモクラシーの構想を一層彫琢するためには、所有と統治の問題をあわせて検討していくことが必要になるだろう。^(四)

財産所有デモクラシーを擁護する論者のなかには、優先して取り組むべきは資本所有の平等化であり、必ずしも企業に特定の組織形態を義務づけなくてもよいとの立場も見られる。^(四)だが、役員報酬や賃金の額を含む経営上の意思決定に労働者の代表が実効的に関与できれば所得格差の縮小が促されるように、企業の民主化が当初分配に資することもある。^(四)そのため、職場における発言権を軽視することは妥当でない。市民に経済的自立と自己統治をもたらす経済デモクラシーを実現するためには、財産所有デモクラシーと職場デモクラシーの両方を追求することが適切である。

もう一つの課題は、グローバル市場の機能を前提として経済デモクラシーの構想を洗練させることである。国境を越えた経済活動がきわめて活発に行われている現代では、ある国が単独で経済システムをコントロールすることは至難であり、企業や富裕層が負担を逃れるために国境をまたぐことも防ぎにくい。少なくとも国々が足並みをそろえて取り組んでいかなければ、経済デモクラシーの実現に近づくことはできないだろう。共和主義を規範的立脚点として経済デモクラシーを構想することは、必ずしもナショナルな単位に閉じた経済システムの民主的コントロールを意味するわけではない。むしろ本稿が示したような財産所有デモクラシーや当初分配を実現するためには、グローバルに資産を点在させる企業や富裕層への強力な課税が不可欠であり、その遂行は多国間の協力なしには不可能である。^(四)経済のグローバルな結びつきが市民に対する構造的支配を強めており、富と権力の集中による政治の腐敗が国境横断的に蔓延しているとすれば、共和主義者は国境の内に退却できないはずであり、経済デモクラシーの構想はグローバル

な分配的正義とデモクラシーの問題に取り組むことを避けられない。⁽¹⁶⁾ 私たちが次に問うべきは、共和主義的に正当化できるグローバルで民主的な政治経済体制の条件であるのかもしれない。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費 20K22075 および 22K13335 の助成を受けた研究成果の一部である。草稿は、二〇二二年三月三〇日の政治理論研究会（仮）、五月三日の政治思想学会研究大会、六月四日の民主主義理論研究会で報告の機会を得た。関係各位に感謝し上げる。

【注】

- (一) トマ・ピケティ『21世紀の資本』山形浩生・守岡桜・森本正史訳、みずぎ書房、二〇一四年；Branko Milanović, *Global Inequality: A New Approach for the Age of Globalization*, Belknap Press of Harvard University Press, 2016（立木勝訳『大不平等——グローバルトカーンが予測する未来』みずぎ書房、二〇一七年）；F. Alvarado et al. eds., *World Inequality Report 2018*, World Inequality Lab, 2018（徳永優十・西村美由起訳『世界不平等レポート2018』みずぎ書房、二〇一八年）；Branko Milanović, *Capitalism, Alone: The Future of the System That Rules the World*, Harvard University Press, 2019（四川美樹訳『資本主義だけ残った——世界を制するシステムの未来』みずぎ書房、二〇二一年）。
- (二) Chantal Mouffe, *For a Left Populism*, Verso, 2018（山本圭・塩田潤訳『左派ポピュリズムのために』明石書店、二〇一九年）。
- (三) Andrew Cumbers, *Reclaiming Public Ownership: Making Space for Economic Democracy*, Zed Books, 2012；Thomas M. Hanna, *Our Common Wealth: The Return of Public Ownership in the United States*, Manchester University Press, 2018；John McDonnell ed., *Economics for the Many*, Verso, 2018（朴勝俊ほか訳『99%のための経済学——ローンが率じた英国労働党の戦略』堀之内出版、二〇二一年）；岸本聡子『水道、再び公営化——欧州・水の闘いから日本が学んだこと』集英社、二〇二〇年；アクセル・ホネット『社会主義の理念——現代化の試み』日暮雅夫・三崎和志訳、法政大学出版局、二〇二一年；K. Aronoff, P. Dreier, and M. Kazin eds., *We Own the Future: Democratic Socialism—American Style*, The New Press, 2020；Thomas Piketty, *Capital and Ideology*, translated by Arthur Goldhammer, Harvard University Press, 2020；Thomas Piketty, *A Brief History of Equality*, translated by Steven Rendall, Harvard University Press, 2022。

- (4) この点を強調する経済学的議論については、以下を参照。E. Saez and G. Zucman, *The Triumph of Injustice: How the Rich Dodge Taxes and How to Make Them Pay*, W. W. Norton, 2019 (山田美明訳『へばられた格差——不公平税制が生じた所得の不平等』光文社、2020年); Piketty, *Capital and Ideology*; O. Blanchard and D. Rodrik eds., *Combating Inequality: Rethinking Government's Role*, The MIT Press, 2021 (月谷真紀訳『格差と闘え——政府の役割を再検討する』慶應義塾大学出版会、2021年); Piketty, *A Brief History of Equality*. 近年の比較政治経済学における関連の研究動向については、以下が詳しい。川中豪「民主主義の現存を理論化するべき理論——Carles Boix, *Democratic Capitalism at the Crossroads: Technological Change and the Future of Politics*」. Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 2019/Torben Iversen and David Soskice, *Democracy and Prosperity: Reinventing Capitalism through a Turbulent Century*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 2019/Pippa Norris and Ronald Inglehart, *Cultural Backlash: Trump, Brexit, and Authoritarian Populism*. Cambridge: Cambridge University Press, 2019]『トランプ経済』第12巻第1号、2021年3月。
- (5) Tom Malleon, *After Occupy: Economic Democracy for the 21st Century*, Oxford University Press, 2014; Andrew Cumbers, *The Case for Economic Democracy*, Polity, 2020.
- (6) Robert A. Dahl, *A Preface to Economic Democracy*, University of California Press, 1985 (内山秀夫訳『経済デモクラシー序説』三嶺書房、一九八八年); David Schweickart, *After Capitalism*, 2nd ed., Rowan & Littlefield, 2011; Robin Archer, *Economic Democracy: The Politics of Feasible Socialism*, Clarendon Press, 1995; Malleon, *After Occupy*; Nicholas Vrousalis, "Workplace Democracy Implies Economic Democracy," *Journal of Social Philosophy*, Volume 50, Issue 3, Fall 2019; Cumbers, *The Case for Economic Democracy*.
- (7) Dani Rodrik, *The Globalization Paradox: Democracy and the Future of the World Economy*, W. W. Norton, 2012 (柴山桂太・大川良文訳『グローバルゼーション・パラドクス——世界経済の未来を決める3つの道』白水社、2013年); ヴォルフガング・シュトレーク『時間かせぎの資本主義——いつまで危機を先送りできるか』鈴木直訳、みすず書房、2016年; J. ハーパーマズ『デモクラシーか資本主義か——危機のなかのヨーロッパ』三島憲一編訳、岩波書店、2019年。以下も参照。田村哲樹「資本主義と民主主義はなおも両立可能か」杉田敦編『デモクラシーとセキュリティ——グローバル化時代の政治を問い直す』法律文化社、2018年、第二章・千葉真「資本主義・デモクラシー・エコロジ——危機の時代の「突破口」を求めて」筑摩書房、2022年; 小川有美「ポストナショナルな経済危機と民主主義——ヨーロッパ政治の縮減・再生・拡散」山崎望編『民主主義に未来はあるのか?』法政大学出版局、2022年、第三章。

- (8) David Harvey, *Seventeen Contradictions and the End of Capitalism*, Oxford University Press, 2014 (大屋定晴ほか訳『資本主義の終焉——資本の17の矛盾とグローバル経済の未来』作品社、二〇一七年); Paul Mason, *Postcapitalism: A Guide to Our Future*, Penguin, 2016 (佐々木尚訳『ポストキャピタリズム——資本主義以後の世界』東洋経済新報社、二〇一七年)。
- (9) Jeffrey D. Sachs, *The Price of Civilization: Reawakening American Virtue and Prosperity*, Random House, 2011 (野中邦子・高橋早苗訳『世界を救う処方箋——「共感の経済学」が未来を創る』早川書房、二〇一二年); Luigi Zingales, *A Capitalism for the People: Recapturing the Lost Genius of American Prosperity*, Basic Books, 2012 (栗原百代訳『人々のための資本主義——市場を自由を取り戻す』中公出版、二〇一三年); Joseph E. Stiglitz, *People, Power, and Profits: Progressive Capitalism for an Age of Discontent*, W. W. Norton, 2019 (山田美明訳『ステイタリッシュ・プロフィッツ・キャピタリズム』東洋経済新報社、二〇一九年)。
- (10) John McMillan, *Reinventing the Bazaar: A Natural History of Markets*, W. W. Norton, 2002 (龍澤弘和・木村友二訳『市場を創る——バザールからネット取引まで』新版、慶應義塾大学出版会、二〇一一年); 宇沢弘文『社会的共通資本』岩波書店、二〇〇〇年。
- (11) Robert A. Dahl, *After the Revolution? Authority in a Good Society*, revised ed., Yale University Press, 1990, pp. 83-84. 以下参照。Dahl, *A Preface to Economic Democracy*, pp. 150-152 (邦訳、一六六一-一六八頁); 上田耕介「ロビン・ダールの経済思想——市場イテオロギーとの対峙」『社会学研究』第九六号、二〇一五年七月。公共部門の割合が大きい北欧の社会民主主義諸国は米國から見れば十分に社会主義的であり、米國の民主的社會主義は社会民主主義的な福祉國家を求める立場を意味することが多い。その一方で、北欧各國が先進資本主義諸國の一員であることは広範な合意があり、「社会民主的資本主義」というラベルが用いられることである。Lane Kenworthy, *Social Democratic Capitalism*, Oxford University Press, 2019.
- (12) Martin O'Neill, "Social Justice and Economic Systems: On Rawls, Democratic Socialism, and Alternatives to Capitalism," *Philosophical Topics*, ISSN 2154-154X, March 2022. 以下も参照。松尾隆佑「民主的企業統治の擁護——共和主義的諸構想からステークホルダー・テモクラシーへ」『法と哲学』第七号、二〇一二年六月、一四八頁。
- (13) Cumbers, *The Case for Economic Democracy*, p. 55.
- (14) Robin Archer, "The Philosophical Case for Economic Democracy," in U. Pagano and R. Rowthorn eds., *Democracy and Efficiency in the Economic Enterprise*, Routledge, 1996, ch. 2, pp. 28-29.
- (15) Cumbers, *The Case for Economic Democracy*.
- (16) ハビビチエに依拠して議論を進める D. Casassas and J. De Wispelhere, "Republicanism and the Political Economy of De-

ocracy.” *European Journal of Social Theory*, Volume 19, Issue 2, May 2016. 参考。Stuart White, “The Republican Critique of Capitalism,” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, Volume 14, Issue 5, 2011; R. Claassen and L. Herzog, “Why Economic Agency Matters: An Account of Structural Domination in the Economic Realm,” *European Journal of Political Theory*, Volume 20, Issue 3, July 2021.

(17) Alex Gourevitch, “Labor Republicanism and the Transformation of Work,” *Political Theory*, Volume 41, Issue 4, August 2013.

(8) Casassas and De Wispelaere, “Republicanism and the Political Economy of Democracy.”

(9) ただし、共和主義にデモクラシーの関係については議論の余地がある。たとえばニコ・コロドニーは、共和主義的自由とデモクラシーのあいだで緊張が生じるを指摘す。Niko Kolodny, “Being under the Power of Others,” in Y. Elazar and G. Rousselet eds., *Republicanism and the Future of Democracy*, Cambridge University Press, 2019, ch. 5. 彼によれば、たとえ人民 (the people) が国家をコントロール可能であるために支配されていない (集合的に自己統治をなしている) としても、それは個人が国家に支配されていない (個人的に自己統治をなしている) ことを意味しない。個人単位で見ると、自分 (だけ) ではコントロールできない権力の脅威にさらされることは変わらないのである。そこでコロドニーは、国家による統治との両立を図るため、むしろ共和主義的自由は特定の他者に対する服従を迫らないこと、つまり個人間で優位と劣位を生むような社会関係の不等を求めるとして、積るべきだと主張する。この解釈に従えば、個人間の関係における地位の平等が確保されている民主的國家の統治に服するとしても、特定の他者よりも劣位に置かれるわけではないため、自由が損なわれると考えるべき理由はない。このように社会的・関係論的な平等を実現する統治形態としてのデモクラシーに沿うかたちで共和主義的自由を理解する立場に対して、本稿では熟慮に基づく異論を提示できるだけの用意がない。それでも若干の私見を述べると、少なくとも現実の民主政治において一人ひとりが行使できる政治的影響力は非常に限られているから、国家権力の行使に伴って各個人が自己統治をなしていると考えにくいことは確かだろう。しかしながら、集合的的自己統治の確立や洗練を図ることは、個人的自己統治の可能性を高めることにも寄与しうるため、デモクラシーと自己統治 (自律) の結びつきは軽視できない。仮にデモクラシーを自己統治と切り離し、もっぱら平等とのみ結びつけるような議論があるとしても、それは明らかに不適切である。集合的的自己統治の追求が個人的自己統治の可能性を多少なりとも高めるなら、個人的自己統治を理想とするバージョンの共和主義的自由が、あくまで集合的的自己統治を本旨とするデモクラシーの下で完全に達成されることはないとしても、これを重大な問題だと考える必要はない。したがって、共和主義は市民間の平等にとどまらず、市民自身による権力のコントロール

ロールまでを求める立場だと考えてよいだろう。何らかの理想がデモクラシーの十全な機能によっても実現できないからといって、理想の方を切り縮めてしまうことはあるまい。これらの論点に関しては、以下も参照されたい。松尾隆佑『ポスト政治の政治理論——ステークホルダー・デモクラシーを編む』法政大学出版社、二〇一九年、二一三、二六九頁・松尾隆佑「岡崎晴輝氏へのリプライ」『政治研究』第六七号、二〇二〇年三月、一一五頁。

- (20) John Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by E. Kelly, Harvard University Press, 2001, pp. 135–140 (田中成明ほか訳「公正と正義 再説」岩波書店、二〇二〇年、二七〇—二八〇頁)。以下も参照。John Rawls, *A Theory of Justice*, revised ed., Harvard University Press, 1999, pp. xiv–xv (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』改訂版、紀伊國屋書店、二〇一〇年、xvii–xviii頁)；伊藤恭彦『多元的世界の政治哲学——ジョン・ロールズと政治哲学の現代的復権』有斐閣、二〇〇二年、二二二—二二六頁；魚躬正明「ロールズの財産所有制民主主義についての一考察——政治的平等・自尊心・嫉み」『成蹊大学法学政治学研究』第三八号、二〇二二年三月・齋藤純一『不平等を考える——政治理論入門』筑摩書房、二〇一七年、一一九—一二四頁・齋藤純一・田中将人『ジョン・ロールズ——社会正義の探究者』中央公論新社、二〇二二年、八三—八六、一一六—一一七頁。
- (21) Martin O'Neill, “Free (and Fair) Markets without Capitalism: Political Values, Principles of Justice, and Property-Owning Democracy,” in M. O'Neill and Th. Williamson eds., *Property-Owning Democracy: Rawls and Beyond*, Wiley-Blackwell, 2012, ch. 4, pp. 80–81; Stuart White, “Republicanism and Property-Owning Democracy: How Are They Connected?” *The Tocqueville Review*, Volume 37, Issue 2, 2016, p. 106.
- (22) この点については、以下が詳しい。魚躬前掲「ロールズの財産所有制民主主義についての一考察」；Samuel Freeman, *Liberalism and Distributive Justice*, Oxford University Press, 2018, ch. 4.
- (23) Rawls, *Justice as Fairness*, pp. 42–43 (邦訳、八三頁)。
- (24) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 43 (邦訳、八四頁)。以下も参照。Rawls, *A Theory of Justice*, pp. 36–40 (邦訳、五八—六五頁)。
- (25) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 46, n. 10 (邦訳、四二—四三頁)。
- (26) *Ibid.*, p. 162 (邦訳、三一九頁)。
- (27) Rawls, *A Theory of Justice*, p. xv (邦訳、xviii頁)。
- (28) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 139 (邦訳、二七八頁)。
- (29) 魚躬前掲「ロールズの財産所有制民主主義についての一考察」、三六頁。
- (30) Rawls, *Justice as Fairness*, pp. 128–130 (邦訳、二五六—二五九頁)。

- (31) *Ibid.*, p. 138 (邦訳 二七五頁)。
- (32) *Ibid.*, p. 139 (邦訳 二七九—二八〇頁)。
- (33) *Ibid.*, p. 140 (邦訳 二七九—二八〇頁)。
- (34) Tom Malleson, “Rawls, Property-Owning Democracy, and Democratic Socialism,” *Journal of Social Philosophy*, Volume 45, Issue 2, June 2014; William A. Edmundson, *John Rawls: Reluctant Socialist*, Cambridge University Press, 2017; O’Neill, “Social Justice and Economic Systems.”
- (35) Rawls, *Justice as Fairness*, pp. 138–139 (邦訳 二七六—二七七頁)。
- (36) ロールズの議論では、基本的諸権利の一つに位置づけられる個人的な財産権と、それを超えた生産手段としての財産に対する諸権利が、明確に区別される。ロールズは、「個人的な独立と自尊の感覚とが両方とも道德的能力の適切な発達と行使にとって必須であるがゆえに、それらのために十分なだけの物質的基礎を与える」ような「個人的な財産を保有し排他的に使用する権利」を持ち効果的に行使できることは、「自尊の社会的基盤の一つ」になるとして、「これを基本的権利に含める(個人的財産権の内容には住居や私有地なども入るとされている)。その一方で、「天然資源と生産手段一般における私有財産権」(その取得と遺贈の権利も含む)や、社会的に所有される生産手段と天然資源の「支配に参加する平等な権利を含むような財産権」などは、「道德的能力の適切な発達と十分な行使にとって必要なものではなく、従って、自尊のために必須の社会的基盤でもない」として、基本的権利とは見なさない。彼によれば、これら個人的財産を超えた財産権の内容は、あくまで基本的な諸権利と諸自由が保障された立法段階で正当化されるにとどまる。Rawls, *Justice as Fairness*, p. 114 (邦訳 一三六—一三七、四一七頁)。以下も参照。Edmundson, *John Rawls*, ch. 1.
- (37) O’Neill, “Social Justice and Economic Systems”; O’Neill, “Free (and Fair) Markets without Capitalism,” p. 76.
- (38) Malleson, “Rawls, Property-Owning Democracy, and Democratic Socialism.” ついでに煩瑣な議論を避けるため、リッラルな社会主義と民主的な社会主義を互換可能な意味で用いる。リッラル／民主的な社会主義や市場社会主義、参加型経済 (participatory economics) などの検討はそれ自体として重要な課題であるが、本稿では論じる用意がなご。
- (39) Malleson, “Rawls, Property-Owning Democracy, and Democratic Socialism,” p. 231.
- (40) *Ibid.*, pp. 232–233, 236, 243.
- (41) *Ibid.*, pp. 237–238. 同様の批判とついでにも参照。Paul Raekstad, “Freedom, Socialism, and Property-Owning Democracy,” *Journal of Applied Philosophy*, published online: May 19, 2022. 実際はロールズは労働者管理型企業が財産所有をモットーと整合的である点を述べたのみで、職場でモットーに関しては何も述べない。Rawls, *Justice as Fairness*, p. 178 (邦訳 三四九—

- 三五〇頁) 以下を参照。H. Landemore and I. Ferreras, “In Defense of Workplace Democracy: Towards a Justification of the Firm-State Analogy,” *Political Theory*, Volume 44, Issue 1, February 2016, p. 75, n. 4; 植藤知十「ローレンスの制度的正義論と労働者管理型企業論の位置でわら」『年報政治学』二〇一〇年度第二号、二〇一〇年一二頁。
- (42) Malleson, “Rawls, Property-Owning Democracy, and Democratic Socialism,” pp. 240–241.
- (43) *Ibid.*, p. 244.
- (44) James E. Meade, *Efficiency, Equality and the Ownership of Property*, Routledge, 2012.
- (45) 宮本大郎「二一〇の自由」への福祉国家改革」宮本大郎編『社会保障——ヤケリナンの構造転換へ』岩波書店、二〇一〇年。
- (46) Malleson, “Rawls, Property-Owning Democracy, and Democratic Socialism,” p. 231.
- (47) Amit Ron, “Visions of Democracy in ‘Property-Owning Democracy’: Skelton to Rawls and Beyond,” *History of Political Thought*, Volume 29, Number 1, 2008; Ben Jackson, “Property-Owning Democracy: A Short History,” in O’Neill and Williamson eds., *Property-Owning Democracy*, ch. 2; 空尾前掲『キック政治の政治理論』一四七頁。
- (48) O’Neill, “Social Justice and Economic Systems”; Katrina Forrester, *In the Shadow of Justice: Postwar Liberalism and the Remaking of Political Philosophy*, Princeton University Press, 2019, ch. 1.
- (49) Matthew Francis, “A Crusade to Enfranchise the Many”: Thatcherism and the ‘Property-Owning Democracy’, *Twentieth Century British History*, Volume 23, Issue 2, June 2012; Brian Lund, “A ‘Property-Owning Democracy’ or ‘Generation Rent’?” *Political Quarterly*, Volume 84, Issue 1, January–March 2013; 空尾前掲『キック政治の政治理論』一六五—一六六頁。
- (50) Thad Williamson, “Is Property-Owning Democracy a Politically Viable Aspiration?” in O’Neill and Williamson eds., *Property-Owning Democracy*, ch. 14.
- (51) Gavin Kerr, *The Property-Owning Democracy: Freedom and Capitalism in the Twenty-First Century*, Routledge, 2017. 以下も参照。大庭大「事前分配 (pre-distribution) とは何か——政策指針と政治哲学的構想の検討」『年報政治学』二〇一八年度第二号、二〇一八年十二月、一六四—一六六頁。
- (52) O’Neill, “Social Justice and Economic Systems.”
- (53) M. O’Neill and S. White, “James Meade, Public Ownership, and the Idea of a Citizens’ Trust,” *International Journal of Public Policy*, Volume 15, Number 1–2, March 2019, p. 25; O’Neill, “Social Justice and Economic Systems”; Forrester, *In the Shadow of Justice*, p. 220.

- (54) O'Neill, "Social Justice and Economic Systems."
- (55) 魚躬前掲「ロールズの財産所有制民主主義についての考察」二八頁・齋藤前掲『不平等を考える』一三二―一四、八八―八九頁。
- (56) Rawls, *A Theory of Justice*, p. 247 (邦訳「三七三頁」)。
- (57) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 149 (邦訳「二九六―二九七頁」)。
- (58) Freeman, *Liberalism and Distributive Justice*, ch. 4.
- (59) 井上彰「共和主義とリベラルな平等——ロールズ正義論にみる共和主義的契機」佐伯啓思・松原隆一郎編『共和主義ルネサンス——現代西欧思想の変貌』NTT出版「二〇〇七年」第二章・渡辺幹雄『ロールズ正義論とその周辺——コミュニティリズム、共和主義、ホストモダニズム』春秋社「二〇〇七年」第四章。
- (60) John Rawls, *Political Liberalism*, expanded ed., Columbia University Press, 2005, pp. 205-206 (神島裕子・福間聡訳『政治的リベラリズム』増補版 筑摩書房「二〇一二年」二四八―二五〇頁); Rawls, *Justice as Fairness*, pp. 142-144 (邦訳「二八四―二八八頁」)。
- (61) Rawls, *Political Liberalism*, p. 205 (邦訳「二四八頁」)。
- (62) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 144 (邦訳「二八八頁」)。
- (63) Malleon, "Rawls, Property-Owning Democracy, and Democratic Socialism," p. 230.
- (64) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 149 (邦訳「二九七―二九八頁」)。
- (65) Nien-hé Hsieh, "Work, Ownership, and Productive Enfranchisement," in O'Neill and Williamson eds., *Property-Owning Democracy*, ch. 7; Stuart White, "Property-Owning Democracy and Republican Citizenship," in *Property-Owning Democracy*, ch. 6; White, "Republicanism and Property-Owning Democracy"; Alan Thomas, *Republic of Equals: Predistribution and Property-Owning Democracy*, Oxford University Press, 2017. 以下も参照。大庭前掲「事前分配 (pre-distribution) とは何か」二六―二六四頁; 大澤津「財産所有デモクラシーと企業規制——職場民主主義推進の是非をめぐって」『北九州市立大学法政論集』第四七巻 第三・四号「二〇一〇年三月」。
- (66) White, "Republicanism and Property-Owning Democracy," p. 107.
- (67) *Ibid.*, pp. 108-109.
- (68) *Ibid.*, p. 107.
- (69) *Ibid.*, p. 112. 以下にホワイトは「共和主義が財産所有デモクラシーを支える面もあるとする。すなわち共和主義においては、シテ

イズンシップは諸権利を持つ地位であるだけでなく、共通善に対するコミットメントに突き動かされた政治的生活への活発な参加を含んだ実践であり、政治はこうしたシチヤズンシップの構想に民主的表現を与えるべきである。Ibid, p. 107. 財産所有デモクラシーは(トクヴィルのな意味での)個人主義を促進することで体制の存続に不可欠な市民の正義感覚を弱体化させかねないが、共和主義的なシチヤズンシップの陶冶は個人主義への傾きを防ぎ、財産所有デモクラシーの安定性を高められる。Ibid, p. 115. 以下も参照。White, “Property-Owning Democracy and Republican Citizenship.”)のちやなホワートの見立づけが妥当であるかにして、本稿では評価を保留しておく。

- (70) Jacob S. Hacker, “The Institutional Foundations of Middle-Class Democracy,” Policy Network, May 6, 2011; J. Hacker, B. Jackson, and M. O’Neill, “The Politics of Predistribution,” *Renewal*, Volume 21, Issue 2-3, Summer 2013; Stewart Lansley, “Britain’s Wages Crisis—Is ‘Predistribution’ or ‘Redistribution’ the Way Forward?” *Political Quarterly*, Volume 85, Issue 1, January–March 2014; C. Chwalisz and P. Diamond eds., *The Predistribution Agenda: Tackling Inequality and Supporting Sustainable Growth*, I. B. Tauris, 2015; 齋藤前掲『不平等をきえる』111頁—131頁; 大庭前掲「事前分配 (pre-distribution) とは何か」; Martin O’Neill, “Power, Predistribution, and Social Justice,” *Philosophy*, Volume 95, Issue 1, January 2020. 以下も参照。
- 宮本太郎『貧困・介護・育児の政治——ベーシックアセットの福祉国家へ』朝日新聞出版、二〇二一年、三二頁。
- (71) 大庭前掲「事前分配 (pre-distribution) とは何か」115頁—115頁。
- (72) 同、115頁—116頁; Piketty, *Capital and Ideology*, p. 529, n. 71.
- (73) 当初分配の諸施策に限らない基本権保障と福祉ガバナンスの体系的構想については、以下で論じた。松尾前掲『ポスト政治の政治理論』第三章。本節の一部は、これと重複する議論を含んでくる。
- (74) 伊藤前掲『多元的世界の政治哲学』124頁。
- (75) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 176 (邦訳、三四五頁)。
- (76) Milanović, *Global Inequality*, pp. 221–222 (邦訳、二二五頁)。
- (77) マイケル・サンデルによるメリトクラシー批判を踏まえるならば、高等教育への公的支援拡充は学歴と職業・所得の結びつき自体に介入するものではないため、むしろ現存の階層秩序を温存(ないし強化)しかねないとの懸念がありうる。Michael J. Sandel, *The Tyranny of Merit: What’s Become of the Common Good?* Farrar, Straus and Giroux, 2020 (鬼澤忍訳『実力も運のさち——能力主義は正義か?』早川書房、二〇二二年)。これに対して本稿では、現在の極端な賃金格差・所得格差を是正して経済的な下限と上限を設けることができれば、学歴に基づく階層分化はそれほど問題にならなくなるとの期待を示せるのみである。より適切な応答をなすため

には、教育支援の拡充と公正な労働条件の実現が持ちうる相互作用を詳しく検討する必要があるだろう。

- (78) 伊藤前掲『多元的世界の政治哲学』、二四八頁。
- (79) Rawls, *Justice as Fairness*, p. 161 (邦訳「三七七頁」)。以下も参照。Rawls, *A Theory of Justice*, p. 247 (邦訳「三七二頁」)。
- (80) 最低賃金に関する日本の議論として、たとえば以下を参照。後藤道夫ほか編『最低賃金1500円がこける仕事と暮らさし——「雇用崩壊」を乗り越える』大月書店、二〇一八年。
- (81) Deborah Hargreaves, *Are Chief Executives Overpaid?* Polity, 2018; Anthony B. Atkinson, *Inequality: What Can Be Done?* Harvard University Press, 2015, pp. 151-153 (山形浩生・森本正史訳『21世紀の不平等』東洋経済新報社、二〇一五年、一七二—一七五頁); Sam Pizzigati, *The Case for a Maximum Wage*, Polity, 2018.
- (82) White, "Republicanism and Property-Owning Democracy," p. 106. 以下も参照。Thomas, *Republic of Equals*.
- (83) B. Ackerman, and A. Alstott, *The Stakeholder Society*, Yale University Press, 1999; 齊藤拓「レーニン・インカムとレーニントキヤウナル」『Core Ethics』第二号、二〇〇六年；飯田文雄『ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とレーニン・インカム論』全労済協会、二〇一〇年、三一—三三頁；松尾前掲『ポスト政治の政治理論』、一六九—一七〇頁。
- (84) Atkinson, *Inequality*, p. 155 (邦訳「一七七頁」); Milanovic, *Global Inequality*, pp. 218-222 (邦訳「二二二—二二五頁」); Milanovic, *Capitalism, Alone*, pp. 47-48 (邦訳「五五—五六頁」)。
- (85) Philippe Van Parijs, *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?* Clarendon Press, 1995 (後藤玲子・齊藤拓訳『レーニン・インカムの哲学——すべての人にリアルな自由を』新装版、勁草書房、二〇〇九年); Guy Standing, *Basic Income: And How We Can Make It Happen*, Pelican, 2017 (池村千秋訳『レーニン・インカムの道——正義・自由・安全の社会インフラを美観化する道』トモトキ社、二〇一八年); Ph. Van Parijs and Y. Vanderborght, *Basic Income: A Radical Proposal for a Free Society and a Sane Economy*, Harvard University Press, 2017.
- (86) Malleson, "Rawls, Property-Owning Democracy, and Democratic Socialism," p. 240.
- (87) 井上義朗「J. E. マーサにおけるレーニン・インカム論と協働企業論の相補性」音無通宏編『功利主義と政策思想の展開』中央大学出版部、二〇一一年、第二章；O'Neill and White, "James Meade, Public Ownership, and the Idea of a Citizens' Trust."
- (88) White, "Republicanism and Property-Owning Democracy," p. 114. 以下も参照。Satoshi Fukuma, "Meaningful Work, Worthwhile Life, and Self-Respect: Reexamination of the Rawlsian Perspective on Basic Income in a Property-Owning Democracy," *Basic Income Studies*, Volume 12, Issue 1, June 2017.

- (88) 大庭前掲「事前分配 (pre-distribution) とは何か」一五三頁。
- (89) White, "Republicanism and Property-Owning Democracy," p. 14. 以下を参照。Gourevitch, "Labor Republicanism and the Transformation of Work," pp. 598-599; Paul Richard Sagar, "Liberty, Nondomination, Markets," *Review of Politics*, Volume 81, Issue 3, Summer 2019, pp. 427-428.
- (90) フォンラング政府のこのような手段として、二〇一七年一月から二〇一八年二月までベーシック・インカムの実証事業を実施し、二五〜五八歳の失業者二〇〇〇人を対象に毎月五六〇ユーロを支給した。実証事業は失業手当との比較を目的としたもので、給付金は非課税とされ、再就職後も継続して受給できる。結果の報告によれば、受給者は非受給者と比べてストレスが減り、生活満足度や健康レベルが高まったとされる。また、将来のことが社会参加の機会についても、より大きな自信を感じていった。J. De Wispelaere, A. Halmetoja, and V. -V. Pulkka, "The Rise (and Fall) of the Basic Income Experiment in Finland," *CEISifo Forum*, Volume 19, Issue 3, 2018; A. Halmetoja, J. De Wispelaere, and J. Perkiö, "A Policy Comet in Moominland? Basic Income in the Finnish Welfare State," *Social Policy & Society*, Volume 18, Issue 2, April 2019; 徳丸宜穂・柴山由理子「フィンランドにおける普遍主義の特質とベーシックインカム社会実験」『北ヨーロッパ研究』第十五号、二〇一九年。
- (91) Van Parijs, *Real Freedom for All*, p. 37 (邦訳「五九頁」; Standing, *Basic Income*, pp. 170-175 (邦訳「一九八—二〇三頁」)。
- (92) Standing, *Basic Income*, pp. 120-121, 189 (邦訳「一四四—一四五—二一九頁」)。
- (93) Gourevitch, "Labor Republicanism and the Transformation of Work," p. 608; Orlando Lazar, "Work, Domination, and the False Hope of Universal Basic Income," *Res Publica*, Volume 27, Issue 3, August 2021.
- (94) 森信茂樹編「給付つき税額控除——日本型児童税額控除の提言」中央経済社、二〇〇八年。
- (95) 齊藤前掲「ベーシックインカムとベーシックキャピタル」一一八頁。
- (96) Standing, *Basic Income*, p. 212 (邦訳「二四六頁」)。
- (97) 遠藤前掲「ロールズの制度的正義論と労働者管理型企業の位置づけ」・大澤前掲「財産所有デモクラシーと企業規制」。
- (98) Malleson, *After Occupy: Cumbers, The Case for Economic Democracy*.
- (99) 若干の検討は以下で試みた。松尾前掲「民主的企業統治の擁護」あわせて以下も参照。遠藤知子「職場デモクラシー論の検討と今後の課題——民主的实践としての労働者協同組合に着目して」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』第四八号、二〇二三年三月。
- (100) たとえば、財産所有デモクラシーにおいては幅広い市民が経済に対する均等な影響力を持つべきであり、特定の人びとが著しく大きな影響力を持つべきでないとするれば、大規模な企業は禁止されるとの解釈もありうる。大澤津「分配の原理と分配の制度——ロール

ズの財産所有制民主主義をめぐって』『政治思想研究』第一号、二〇一一年五月、二九八―二九九頁。マレンソンが言うように経営者権力を民主的にコントロールできないのであれば、たとえ多数の小口投資家によって所有される企業であっても、労働者によって所有される企業であっても、巨大な企業は望ましくないことになるかもしれない。John Wilesmith, “Why Size Matters: Property-Owning Democracy, Liberal Socialism, and the Firm,” *Journal of Political Philosophy*, Volume 29, Issue 2, June 2021.

(102) Thomas, *Republic of Equals*, 以下も参照。大澤前掲「財産所有デモクラシーと企業規制」。

(103) Alvarado et al., *World Inequality Report 2018*, p. 20 (邦訳 一五頁); Hargreaves, *Are Chief Executives Overpaid?* pp. 107–109.

(104) ピケティ前掲『21世紀の資本』。ガブリエル・ズックマン『失われた国家の富——タックス・ハイブンの経済学』林昌宏訳、NTT出版、二〇一五年；Saez and Zucman, *The Triumph of Injustice: Piketty, Capital and Ideology*.

(105) 経済デモクラシーを国民国家と結びつける仕方でのみ理解する立場は、本稿が支持するものではない。もちろんリベラル・ナショナリズムの立場からも、グローバル経済がもたらす問題に対処するための国際協力が否定されるわけではないだろう。また、たとえグローバルな分配的正義を実現する目的であっても、国境開放のようなラディカルな施策の実現を急ぎすぎれば、明らかに望ましくない結果を引き起こしてしまうだろう。しかしながら、ここで重要なのは、デモクラシーの構想においてデモス（人民）の境界を無前提にネーションと一致させる理解が、決して妥当ではないということである。経済システムをコントロールすべき人びとが誰であるのかは、当該システムの影響がどこまで及んでいるのかによると言うほかなく、その範囲が概ねネーションと一致することは、現代においてあまりないと考えられる。さらに付け加えるなら、グローバルな問題への対処にあたっては、各国の政府だけではなく、国際機関、企業、NGO、社会運動なども重要な役割を果たさう。経済デモクラシーを実現する単位としても主体としても、国家の特権性は相対化して考えることが適切である。デモクラシーとネーションの関係、グローバルな分配的正義の追求、グローバル・ガバナンスにおける多元的主体の役割などについては、以下も参照。松尾前掲『ポスト政治の政治理論』、一四五、一五三―一六〇、二二二―二三三頁。なお、現代の多国籍企業が国境横断的な統治の一端を担っていることを踏まえるなら、民主的グローバル・ガバナンスの実現に近づくためにも、職場デモクラシーを追求することの意義は大きいと考えられる。この点は以下で論じた。松尾隆佑「グローバル・ガバナンスにおける非国家主体の正統性と政治的CSR」山崎編『民主主義に未来はあるのか？』、第四章。